

感染症予防計画策定・医療措置協定締結に向けた医療機関調査について

◆目的

令和6年度からの予防計画および医療計画の策定に伴う数値目標等の設定にあたり、医療措置協定（感染症法第36条の3第1項）の医療機関との円滑な協議・締結に資するよう、新型コロナの対応を念頭とした医療機関調査（事前調査）を行う
 （令和5年5月26日 事務連絡「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドラインにおける国方針）

◆対象

県内の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション

※各団体を通じてご依頼

参考 県内医療機関数（R5.6現在）

病院	診療所	薬局	訪問看護 ステーション
75	1060	559	214

◆調査内容

医療措置協定の意向調査

※流行初期期間（発生公表後 3か月程度）、流行初期経過後（発生公表後 6か月程度）

- ①確保可能な病床の見込数（重症・軽症中等症病床別、患者特性別受入可能病床数（内数））
- ②発熱外来として対応可能な患者数の見込数（かかりつけ患者以外の受入可否、小児の受入可否）
- ③自宅療養者等（自宅・宿泊療養者、高齢者施設等）への医療提供の可否
- ④後方支援の対応可否
- ⑤人材派遣対応可能人数（医師、看護師等）
- ⑥個人防護具の備蓄予定数

◆回答方法 県電子申請サービス（e 古都なら）を活用

◆実施期間 7月上旬～7月28日(金)

◆スケジュール（予定）

令和5年7月上旬 医療機関への調査開始
 7月28日 回答〆切（※今後開催する各部会において、調査結果の速報値を提示）
 9月以降 医療機関等と協定締結に向けた協議開始、随時協定締結
 11月下旬 第2回連携協議会において、数値目標(案)を提示
 令和6年3月末 感染症予防計画改定
 医療機関等と協定締結（協定期間：令和6年4月1日～令和9年3月31日※自動更新の規定を想定）
 （3月末までの完了を目指し、一部協議の整わない医療機関については、R6年9月末までの完了を目指す）